

見積書提出依頼

令和5年5月30日

件名	那覇港湾・空港整備事務所建築物点検業務
仕様書	別添仕様書のとおり
履行期限	契約締結の翌日から令和 6年 3月 22日まで
履行場所	那覇港湾・空港整備事務所、浦添庁舎、中城湾港出張所、港川宿舎、浦添宿舎
見積書提出期限	令和5年 6月 6日(火) 13時30分
担当者	沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係 山川 E-mail :naha-keiyaku@ogb.cao.go.jp TEL 098-867-3710(内線240) FAX 098-860-8453
	<ol style="list-style-type: none">別添『オープンカウンター方式試行要領』を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。見積書のあて名は、下記のとおり記載して下さい。 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫見積書の件名は、上記の件名と合わせて下さい。見積書には代表者名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印して下さい。見積書のフォームの指定はございませんので、御社の見積書フォームでご提出願います。見積書は別添仕様書に基づき金額を記載して下さい。 見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を記載して下さい。 なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。見積結果は、見積書提出期限日以降に契約の相手方へのみ電話にてお知らせ致します。支払いは完了検査後、適法な請求書を受領してから30日以内に行います。契約金額が50万円を超える場合は、請書の提出が必要となります。仕様書等に関する質問等は、上記担当者までE-mail又はファクシミリにて願います。 質問受付締切時間: 見積書提出期限の前日15時まで

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の買入
- ・予定価格 50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

建築物点検業務委託仕様書

1. 業務名：那覇港湾・空港整備事務所建築物点検業務
2. 履行場所：那覇港湾・空港整備事務所、浦添庁舎、中城湾港出張所
港川宿舎、浦添宿舎
3. 履行期間：契約締結の翌日から令和6年3月22日まで

4. 業務内容

建築基準法第12条、官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検を行う。

(点検項目の詳細は別紙1の「建築物点検業務 業務内容区分表」による。また、点検を行う部位、設備の種類、数量等は別に添付する図面等による。)

※自家用電気工作物及び消防法上の消防設備点検項目は除外する。

(別途契約済のため)

5. 点検対象施設概要

建築物点検業務 点検対象施設一覧表 (別紙1)

6. 報告書

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ担当職員と協議して定めた日に担当職員へ提出することにより行う。(ただし、緊急性のあるものは速やかに報告する。)

報告書は報告書関係一覧表 (別紙2) のとおり。

7. 一般事項

(1) 用語の定義

本業務委託仕様書において使用する用語は関係法令等による。

なお、本仕様書中の法令等の名称は以下のように省略する。

[建築基準法関係]

- ・「建築基準法」を『建基法』とする。
- ・「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号)を『告示第282号』とする。
- ・「建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成二十年国土交通省告示第二

百八十五号)を『告示第285号』とする。

- ・「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号)を『告示第723号』とする。

[官公庁施設の建設等に関する法律関係]

- ・「官公庁施設の建設等に関する法律」を『官公法』とする。
- ・「国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件」(平成二十年国土交通省告示第千三百五十号)を『告示第1350号』とする。
- ・「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件」(平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号)を『告示第1351号』とする。

(2) 契約図書の優先順位

本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①②③の順番とし、これにより難しい場合は(6)「疑義に対する協議等」による。

- ① 契約書(または請書)
- ② 質問回答書
- ③ 本業務委託仕様書

(3) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(4) 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに担当職員に報告し、担当職員の指示に従い修復する。なお、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

また、受注者(点検実施者)は、事前に担当職員と機器等の起動・復旧等について打合せを行うとともに、点検を行う前に初期の状態を記録し、点検が終了した後、操作した部位を定位置に必ず戻して記録と合わせて確認し、機能が十分発揮できるようにしておくこと。なお、その際には担当職員の確認を得ること。

(5) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6) 疑義に対する協議等

- ① 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議する。
- ② ①の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。
- ③ ①の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は記録を整備する。

(7) 守秘義務

業務の実施に当たり、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

業務履行に当たる受注者の使用人及び再委託等の相手方となる者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(8) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(9) 受注者の責務

業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

8. 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務責任者氏名、点検実施者氏名、点検実施者に必要な資格者証等の写し、その他必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、担当職員の承諾を受ける。ただし、軽微な業務において担当職員の承諾を受けた場合この限りではない。

9. 業務担当者

(1) 建基法第 12 条又は官公法第 12 条に基づく点検を実施する者は、必要な資格を有し、業務の適正な履行が可能な者とする。

(2) 点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

10. 担当職員の立会い

点検の実施に際しては、担当職員が立会うことがある。また、業務責任者等から担当職員に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

11. 業務条件

点検業務の実施時間帯は、次のとおりとする。なお、実施日は担当職員と協議する。

①平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く))

9時00分～17時00分

②休日(閉庁日:土・日曜日及び祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日))

10時00分～17時00分

12. 建物内施設等の利用

業務を実施するため、次に示す共用施設等を利用することができる。(□に✓が付記された項目)

一般共用施設

13. 駐車場の利用

施設内の駐車場の利用は次による。(□に✓が付記された項目が適用)

利用できる(1台分)

利用できない(ただし、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による。)

14. 業務の検査

受注者は、契約書(または請書)に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

(1)契約書(または請書)、業務委託仕様書

(2)業務計画書、報告書等(報告概要書、点検結果表、関係写真等)

建築物点検業務 点検対象施設一覧表

(別紙1)

点検対象施設概要	点検対象施設名	那覇港湾・空港整備事務所		浦添庁舎	中城湾港出張所	港川宿舎	浦添宿舎
	住所	那覇市港町2-6-11		浦添市西洲1-1	沖縄市海邦町3-25	浦添市港川2-4-8	浦添市安波茶2-5-1
	棟名	事務所建	雑屋建	事務所建	事務所建	住宅建	住宅建
	敷地面積 (㎡)	1,619.76		1,171.80	2,594.00	414.00	1,235.26
	構造	RC	軽量鉄骨	RC	RC	RC	RC
	竣工年月	S51.12	S60.3	H2.3	H4.10	S59.3	S50.3
	建築面積 (㎡)	523.88	149.00	425.64	476.56	166.00	287.00
	階数 (地上)	2	2	2	1	3	4
	階数 (地下)	0	0	0	0	0	0
	延べ面積 (㎡)	850.15	287.00	525.30	476.56	452.00	1,154.00
	用途	庁舎	車庫・発電室	庁舎	庁舎	宿舎	宿舎

建築物点検業務 業務内容区分表

根拠法令等	点検部位	実施する点検内容の詳細 (点検対象施設欄の下に○印等がある項目の点検を行う)	点検対象施設					
			事務所建	雑屋建	事務所建	事務所建	住宅建	住宅建
第1項・第2条 第1項・第2条の点検	(3年に1回) 敷地及び構造	平成20年国土交通省告示第1350号の点検を実施する。 (常時閉鎖している防火扉等の点検を含む) ただし、外装仕上げ材等の点検方法は以下による。	-	-	-	-	-	-
		外装仕上げ材等の点検 ①手の届く範囲をテストハンマー等による打診、その他の部分は双眼鏡等を使用し目視で確認する。(3年に1回) 落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を以下の調査方法により全面的に確認する。(10年に1回または適宜) ②テストハンマーによる打診 ③打診及び赤外線調査併用 ④引張接着力試験 ⑤その他 (調査用足場等は特記による)	-	-	-	-	-	-
	(1年に1回) 建築設備	平成20年国土交通省告示第1351号 別表第1から別表第4の点検を実施する。 (防火ダンパーを含む)	○	○	○	○	-	-
	(1年に1回) 防火設備	平成20年国土交通省告示第1351号 別表第5による点検を実施する。	-	-	-	-	-	-
建基法第12条 第2項・第4条の点検	(3年に1回) 敷地及び構造	平成20年国土交通省告示第282号の点検を実施する。 (常時閉鎖している防火扉等の点検を含む) ただし、外装仕上げ材等の点検方法は以下による。	-	-	-	-	-	-
		外装仕上げ材等の点検 ①手の届く範囲をテストハンマー等による打診、その他の部分は双眼鏡等を使用し目視で確認する。(3年に1回) 落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を以下の調査方法により全面的に確認する。(10年に1回または適宜) ②テストハンマーによる打診 ③打診及び赤外線調査併用 ④引張接着力試験 ⑤その他 (調査用足場等は特記による)	-	-	-	-	○	○
	(1年に1回) 建築設備	平成20年国土交通省告示第285号の点検を実施する。 (防火ダンパーを含む)	-	-	-	-	○	○
	(1年に1回) 防火設備	平成28年国土交通省告示第723号による点検を実施する。	-	-	-	-	-	-

賃与資料等

賃与資料等の種別 (点検対象施設の下に○印等がある項目の資料の賃与又は閲覧ができる)		点検対象施設						
		事務所建	雑屋建	事務所建	事務所建	住宅建	住宅建	
諸官庁提出書類控え	確認申請(写)、計画通知(写)、検査済証(写)							
	官公署届出書類一覧表							
	消防関係設置届等							
	事業用電気工作物保安規程							
	その他							
図面類	完成図(系統図、機器表等)							
	機器完成図							
	設備台帳							
	その他	○	○	○	○	○	○	
点検・検査記録関係	建基法12条又は官公法12条に基づく点検	特定建築物等点検記録(前回年月)	○ (R3.12)	○ (R3.12)	○ (R3.12)	○ (R4.11)	○ (R3.3)	○ (R3.3)
		建築設備定期点検記録(前回年月)	○ (R4.11)	○ (R4.11)	○ (R4.11)	○ (R4.11)	○ (R4.11)	○ (R4.11)
		防火設備定期点検記録(前回年月)						
		昇降機定期検査記録(前回年月)						
	消防設備点検	自動火災報知設備(前回年月)	○ (R5.1)					
		排煙設備(前回年月)						
		自家発電設備(前回年月)						
		蓄電池設備(前回年月)						
	電気設備点検等	受変電設備(前回年月)	○ (毎月実施)					
		自家発電設備(前回年月)	○ (毎月実施)					
		蓄電池設備(前回年月)						
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく測定等	空気環境測定						
		貯水槽						
		排水設備						
	人事院規則に基づく検査等	空気環境測定						
		換気設備						
		照明設備						
		昇降機性能検査記録						
	その他	建築物石綿含有建材調査者による調査報告書						
		建基法68条関係認定書等						
免震建物点検技術者等による点検報告書								
膜構造建築物定期点検の有資格者等による点検報告書								
貯水槽								
その他	使用前自主検査記録							
	定期自主検査記録							
	設備台帳							
	事故・修繕・更新記録							
	その他							
備考	上記の資料は業務の実施に先立ち、必要に応じ賃与する。 () : 前回点検年月を示す。 なお、発注者が請求した場合、または業務終了時には速やかに返却する。 また、施設管理担当者に無断で複写、配布等してはならない。							

報告書関係一覧表

(別紙2)

点検区分	報告関係書類の名称	様式番号等	備考
敷地及び構造	報告書	第三十六号の二様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の三様式	建築基準法施行規則 別記様式
	調査結果表	別記	告示第282号による
	調査結果図	別添1様式	告示第282号による
	関係写真	別添2様式	告示第282号による
建築設備	報告書	第三十六号の六様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の七様式	建築基準法施行規則 別記様式
	検査結果表	別記第一号(換気設備) 別記第二号(排煙設備) 別記第三号(非常用の照明装置) 別記第四号(給水設備及び排水設備)	告示第285号による
	評価表 測定表 記録表	別表1 換気状況評価表 別表2 換気風量測定表 別表3 排煙風量測定記録表 別表3-2 排煙風量測定記録表 給気式(特殊な構造の排煙設備) 別表3-3 排煙風量測定記録表 加圧式(加圧防排煙設備) 別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (給排水の記録表等はない)	告示第285号による
	検査結果図	(なし)	
	関係写真	別添様式	告示第285号による

注記:

- 国家機関の建築物においては特定行政庁への報告義務はない。
- 報告書、報告概要書、結果表以外は必要に応じて作成すること。
- 官公法12条に基づく点検の報告書は、建基法12条に基づく報告書等に準じて作成する。
なお、「結果表」に必要な項目は、各別記様式の外(右側の枠)に記載した項目を参考に記載することで足りる。

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一 見積に参加する資格を有しない者のした見積

- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。